住友商事コーポレートガバナンス原則

1 目的

本コーポレートガバナンス原則(以下「本原則」という)は、住友商事株式会社(以下「当社」という)におけるコーポレートガバナンスに係る基本原則を定めることを目的とする。

2 本原則制定の背景・経緯等

- 2.1 本原則制定の背景・経緯等は次のとおりである。
 - ① 住友の事業精神は、400 年を超える長い住友の事業の中を流れつづけている事業経営の理念であり、この住友精神は、1891 年 (明治 24 年) に作られた「営業の要旨」に具現化されている。日く、
 - 第1条 我住友の営業は信用を重んじ確実を旨とし以って其の鞏固隆盛を期すべし。
 - 第2条 我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り弛張興廃することあるべしと雖も荀も 浮利にはしり軽進すべからず。
 - ② 当社は、この住友精神のもと、1998年、「経営理念」を次のとおり制定するとともに、行動指針も制定した。

私たちは、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

- ・ 健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。
- 人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
- 活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。
- ③ この「住友精神」と「経営理念」が、当社の企業倫理のバックボーンであり、コーポレートガバナンスを支える不変の真理と認識しつつ、当社に最も相応しい経営体制、即ち、株主の負託に応え、同時に全てのステークホルダーの利益に適う経営を実現するガバナンスのあり方について検討を重ねてきた。
- ④ 以上の背景のもと当社は、コーポレートガバナンスの要諦は「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識に立ち、当社のコーポレートガバナンス原則として本原則を定めた。
- 2.2 当社は、本原則に則り、より良いガバナンス体制の構築・維持と事業活動の遂行に努めることが、企業の持続的成長・発展と中長期的な企業価値の向上、並びに社会における企業としての使命を果たすことに資するものであり、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等、全てのステークホルダーの利益にも適うと認識し、今後もガバナンスのより一層の向上を目指し不断の努力を重ねる

3 取締役会

3.1 役割

取締役会は、重要な経営事項を決定するとともに、取締役及び執行役員が行う業務執行を監督する。

3.2 構成

- ① 取締役会は、取締役及び監査役全員で構成する。取締役の人数は、取締役会において十分な 議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲とする。現時点では、15 名程度以内が適切な人数であると考える。
- ② 取締役会は、経験、知識、専門性、性別等において多様性を持つ構成とする。
- ③ 社外取締役複数名を選任し、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図る。

3.3 運営

- ① 取締役会は原則として毎月1回開催する。
- ②取締役及び監査役の取締役会への出席を確保するため、定例の取締役会については、毎年 10 月下旬頃までに、翌年(1 月-12 月)分の招集を通知する。
- ③取締役会での決議事項及び報告事項の具体的な付議基準並びに取締役会の運営要領は、社内 規則「取締役会運営に関する件」に定める。
- ④取締役会の機能を十分発揮するためには、すべての取締役及び監査役が議案に関する正確かつ完全な情報をもつ必要があるとの認識に基づき、議案の検討に必要な資料を、緊急の場合を除き、前もって取締役及び監査役全員に配布する。

3.4 諮問機関

取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会を設置する。

3.5 評価

取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性につき、分析・評価を行う。

4 取締役

4.1 資格

① 社内取締役

社内取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識とマネジメント 経験を含む広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、その性別、国籍等は問わない。

② 社外取締役

社外取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広 範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者を候補者とし、その性別、国籍等は問 わない。

4.2 代表取締役

取締役会長及び社外取締役を除き、取締役は、原則として全員代表取締役とする。

4.3 取締役会長

① 相互牽制の観点から、原則として、取締役会長及び社長執行役員を置くこととし、これら役位の兼務は行わない。

② 役割·責務

- ・取締役会長は、取締役会を招集し、その議長となるほか、財界活動および住友グループに関する活動等対外活動に従事する。
- ・取締役会長は、経営の監督を行い、代表権・業務執行権限を有しない。

③ 選定の方針・手続

新取締役会長の選任については、指名・報酬諮問委員会において、下記 4.4②に定める取締役会長の在任期間を念頭に置き、取締役会長を選定すべき適切な時期に、上記 4.3②に定める役割・責務を果たすために最適と考えられる者を審議のうえ、取締役会に答申し、取締役会の決議により決定する。

④ 解職の方針・手続

取締役会長が、その役割・責務を適切に果たしていないと認められる場合には、委員長が招集する指名・報酬諮問委員会(取締役会長は出席しない。)において解職の要否につき審議のうえ、その内容を取締役会に答申し、取締役会の決議により決定する。

- ⑤ 解職後の後任取締役会長の選定の方針・手続
 - ・指名・報酬諮問委員会において、後任の取締役会長として最適と考えられる者を審議のうえ、 取締役会に答申し、取締役会の決議により決定する。
 - ・ただし、ただちに取締役会長を決定できない場合は、取締役会の招集者及び取締役会の議長 については、別に取締役会において決定する代理権行使の順序により、他の取締役がこれに代 わることとし、可及的速やかに取締役会長の選定手続を進めることとする。

4.4 任期·在任期間

- ① 取締役の任期は1年とし、再選を妨げない。
- ② 上記に拘わらず、取締役会長の在任期間は、原則として6年を超えない。また、社外取締役の在任期間は、原則として6年を超えない。

4.5 報酬

取締役に対する報酬は、株主総会で承認された金額の枠内で、指名・報酬諮問委員会の答申を 受けて取締役会において決定する。

4.6 義務

- ① 取締役は、法令・定款を遵守し、すべてのステークホルダーの利益を調整しつつ、善良なる管理者の注意をもって誠実にその職務を遂行する。
- ② 取締役は、会社の利益に相反する行為を行わないものとする。なお、会社の取締役個人に対する金銭の貸付けは禁止する。
- ③ 取締役は、株式等の取引にあたり、法令及び社内規則「内部者取引防止規程」を遵守し、インサイダー取引の疑義を惹起することがないよう十分注意する。
- ④ 社内取締役は、当社の承諾なく自己の事業を営み、又は他の職務を兼任しない。

5 指名・報酬諮問委員会

5.1 指名・報酬諮問委員会の審議事項

指名・報酬諮問委員会は、以下の 1. から 8. までの事項を審議し、取締役会に答申する。また、 それ以外で取締役会から委任を受けた事項を審議・決定し取締役会に答申・報告する。

- 1. 社長執行役員の選任・解任の方針・手続
- 2. 取締役会長の選定・解職の方針・手続
- 3. 取締役及び監査役の指名基準
- 4. 社長執行役員の選任・解任(社長の後継者指名を含む)
- 5. 取締役及び監査役候補者の指名(代表取締役・役付取締役の決定を含む)
- 6. 経営会議構成員の選任
- 7. 取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準、並びに監査役の報酬枠
- 8. 顧問制度

5.2 指名・報酬諮問委員会の構成

①指名・報酬諮問委員会は、社内委員と社外委員から構成する。

また、委員の人数は、過半数を社外委員とし、かつ、委員会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲にて設定する。

具体的には、社内委員は取締役会長・社長、社外委員は社外取締役3名の合計5名とする。

- ②委員長は社外委員とする。
- ③事務局は人材・総務・法務グループ長(HR 企画戦略部)とする。

5.3 社外委員の選任基準

社外委員は、社外取締役のうち、特に、審議事項に関する社内外の広範な知識・経験と高い識見を有する者とし、知識・経験・専門性等において多様性を持つ構成とする。

5.4 社外委員の選任方法

社外委員は、取締役会決議によって選任する。

5.5 委員長の選任方法

委員長は、委員による互選を踏まえて、取締役会決議によって選任する。

5.6 委員長に事故その他の事由があるときの取扱い

委員長に事故その他の事由があるときには、取締役会決議により定める代理権行使の順序により、他の社外委員がこれに代わる。

5.7 社外委員及び委員長の任期

社外委員及び委員長の任期は、取締役任期と同様とする。

5.8 決議方法

指名・報酬諮問委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数で決する。

5.9 招集者

指名・報酬諮問委員会は、委員長が招集する。

6 執行役員

6.1 資格

執行役員は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識とマネジメント経験を 含む広範囲にわたる経験を兼ね備えた者とし、その性別、国籍等は問わない。

- 6.2 執行役員制
 - ①取締役会の承認を得て、次の執行役員を置き、業務執行を委嘱する。

社長執行役員

副社長執行役員

専務執行役員

常務執行役員

執行役員

- ② 取締役会長及び社外取締役を除き、取締役は全員執行役員を兼務する。
- 6.3 社長執行役員
 - ① 社長執行役員は、経営の最高責任を負う。
 - ② 選任基準 (資質・能力・経験等)

住友の事業精神を自ら体現するとともに、社長執行役員として必要な以下の資質・能力を備え、 グローバルかつ多様な事業運営・会社経営の経験と実績を有する者とする。

- 公平無私・自律
- ▶ 統率力・発信力
- 先見性・戦略構築力
- ▶ 実行力・変革力
- ▶ 胆力・精神力

なお、上記選定基準の改定については、指名・報酬諮問委員会において審議のうえ、取締役会に 答申し、取締役会の決議により決定する。

③ 選任の方針・手続

新社長執行役員の選任については、指名・報酬諮問委員会において、下記 6.5②に定める社長執行役員の在任期間を念頭に置き、新社長執行役員を選任すべき適切な時期に向け、上記 6.3②の選任基準に基づき、新社長執行役員候補者を選抜し、選抜した候補者の中から新社長執行役員として企業価値向上を実現するために最適と考えられる者を審議のうえ、取締役会に答申し、取締役会の決議により決定する。

④ 解任の方針・手続

当社の業績等の適切な評価を踏まえ、社長執行役員がその機能を十分に発揮していないと認められる場合には、委員長が招集する指名・報酬諮問委員会(社長執行役員は出席しない。)において解任の要否につき審議のうえ、その内容を取締役会に答申し、取締役会の決議により決定する。

- ⑤ 解任後の後任社長執行役員の選任の方針・手続
 - ・指名・報酬諮問委員会において、後任の社長執行役員として最適と考えられる者を審議のうえ、 取締役会に答申し、取締役会の決議により決定する。
 - ・ただちに後任社長執行役員を選任できない場合は、社内規則「社長に事故ある時の代理に関する規程」に基づく代理権行使者が社長執行役員の業務執行権限を代行し、可及的速やかに新社長執行役員の選任手続を進めることとする。

6.4 選任及び解任

執行役員は、取締役会の決議により選任・解任される。

6.5 任期

- ① 執行役員の任期は1年とし、再選を妨げない。
- ② 上記に拘わらず、社長執行役員の在任期間は、原則として6年を超えない。

6.6 報酬

- ① 執行役員に対する報酬は、役位毎に基準額を設定し、当社業績並びに執行役員評価を反映させるものとする。なお、これらの基準について、指名・報酬諮問委員会の答申を受けて取締役会の承認を得る。
- ② 執行役員の個別報酬額は、取締役会の授権に基づき、上記基準に従い社長執行役員が決定する。
- ③ 取締役を兼務する執行役員の報酬は、取締役としての報酬に包含されるものとする。

6.7 義務

執行役員は、取締役の義務(上記 4.6 記載)と同様の義務を負う。

7 経営会議

7.1 役割

経営会議は取締役会における委任の範囲内において、経営に関する特定の重要事項について審議・決定を行う。

7.2 構成

- ① 経営会議は、社長執行役員及び特定の執行役員で構成する。
- ② 経営会議の議長は社長執行役員が務める。

7.3 運営

- ① 経営会議は原則として毎週1回開催する。
- ② 経営会議の決議事項・報告事項の具体的な付議基準及び運営の詳細については社内規則「経営会議運営に関する件」に定める。

8 委員会

全社的観点から重要性の高い特定の事項につき、社長執行役員、経営会議等に対する諮問機関として以下の委員会及びその他の委員会を設置する。

8.1 全社投融資委員会

重要又は異例な投融資案件の審議を行う。

8.2 全社経営戦略推進サポート委員会

経営計画及びその状態のレビューや内外環境の分析、並びに、それを踏まえた全社経営計画・施策の 企画・立案を行う。

8.3 内部統制委員会

「経営の効率性の向上」及び「経営の健全性の維持」を確保するため、当社のみならず子会社・関連 会社を含めた当社グループ全体の有効な内部統制の構築・運用・評価・改善を図る。

8.4 コンプライアンス委員会

「経営の健全性の維持」の観点から、当社のみならず子会社・関連会社を含めた当社グループ全体の コンプライアンスの徹底を図る。

9 監査役会

9.1 役割

監査役会は、法令に定める権限を有する。また、その決議をもって、監査の方針、会社の業務及び財産の状況についての調査の方法、その他監査役の職務の執行に関する事項を定める。

9.2 構成

監査役は5名とし、そのうち3名を社外監査役とする。

9.3 運営

監査役会は原則として毎月1回開催する。

10 監査役

10.1 役割

- ① 監査役は、取締役の取締役会構成員及び執行役員(代表取締役)としての職務執行を監査する。
- ② 監査役は、経営会議を含む全ての会議に出席することができる。また、取締役、執行役員又は使用人に対し事業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。さらに、子会社に対し事業の報告を求め、子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

10.2 資格

社内監査役

社内監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験 を兼ね備えた者を候補者とし、その性別、国籍等は問わない。

② 社外監查役

社外監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者を候補者とし、その性別、国籍等は問わない。

10.3 在任期間

社外監査役の在任期間は、原則として8年を超えない。

10.4 報酬

監査役に対する報酬は、株主総会で承認された金額の枠内で、監査役の協議により決定する。

10.5 義務

- ① 監査役は、取締役会に出席し、必要に応じ意見を述べる。
- ② 監査役は、法令・定款を遵守し、善良なる管理者の注意をもって誠実にその職務を遂行する。
- ③ 監査役は、株式等の取引にあたり、法令及び社内規則「内部者取引防止規程」を遵守し、インサイダー取引の疑義を惹起することがないよう十分注意する。

11 独立性基準

社外取締役及び社外監査役の独立性基準については、社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する 基準」により定める。

12 社外役員会

12.1 目的

社外取締役及び社外監査役は、取締役会における議論に積極的に貢献することを目的として、社外役員会を原則として毎月1回開催する。

12.2 構成

社外役員会は社外取締役及び社外監査役で構成する。

社外役員会は、必要に応じ取締役会長、社長執行役員及び社内監査役の出席を求めることが出来る。

13 情報開示

13.1 情報開示の基本方針

当社は、当社の経営方針と営業活動をすべてのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努める。

13.2 株主との対話の基本方針

- ① 株主・投資家とのコミュニケーションの機会として、株主総会をはじめ、四半期ごとの決算説明会、個別ミーティングなどを開催し、当社の企業経営や事業活動についての説明に努める。
- ② 株主・投資家との対話に関する責任者として指定された特定の執行役員が株主・投資家との対話を統括し、社内関係部署が連携して情報発信及び株主・投資家の意見の収集に取り組む。
- ③ 株主・投資家との対話に際しては、社内規則「内部者取引防止規程」に則りインサイダー情報を適切に管理する。